

# 畜産とくトク情報

平成23年10月3日（通算第150号）

問い合わせ先長野県庁

園芸畜産課 電話 026-235-7233

## 口蹄疫の特定症状を確認した場合の届出の義務について

家畜伝染病予防法の改正にともない、口蹄疫の早期発見・早期通報のため、下記の症状1～3のうち1つ以上呈した家畜を発見した家畜飼養者又は獣医師は、すぐに家畜保健衛生所へ特定症状が認められることを届けることが、平成23年10月1日より義務化されました。  
**特定症状を呈した家きんを発見したときは家畜保健衛生所までご連絡ください。**

対象家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし



### 症状1

1. 39℃以上の発熱
2. 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれか
3. 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房のいずれかに、水泡、びらん、潰瘍又は瘢痕（以下水泡等）

以上の症状を呈している場合（鹿においては1及び3の症状を呈している場合）

### 症状2

同一畜房（畜舎）内で、口腔内等に水泡等を呈している家畜が複数頭いる場合

### 症状3

同一畜房内で、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合

又は

単飼では、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合

（不適切な飼養管理、急激な気温の変化、火災、風水害及び非常災害等原因が明らかな場合を除く）

### <通報後のフロー>

1

症状1～3のいずれかの  
症状を呈す家畜を発見  
移動の自粛

2

家畜保健衛生所へ通報

3

家畜防疫員の  
農場立入検査

5

農水省は報告書及び、検査結果を基に  
口蹄疫患畜・疑似患畜であるか判断

4

家畜防疫員は写真を撮影し詳細を農水省へ報告  
又は  
検体を採材し、検体を添えて農水省へ報告

# 飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養者は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する事項について、家畜保健衛生所を経由して、都道府県知事に報告することが平成23年10月1日より義務付けられました。

飼養衛生管理基準が定められた家畜	報告期限(※1)
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年6月15日まで
飼養頭羽数の基準	
牛、水牛及び馬	1頭
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	5頭
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥	99羽
だちょう	9羽
飼養頭羽数の基準を超える飼養者の報告事項(毎年2月1日時点)	
①飼養している家畜の種類及び頭羽数	
②畜舎及びふ卵舎の数	
③飼養衛生管理基準の遵守状況	
④飼養衛生管理基準を遵守するための措置の状況	
飼養頭羽数の基準以下の飼養者の報告事項(毎年2月1日時点)	
①飼養している家畜の種類及び頭羽数	
定期報告様式	
別途、家畜保健衛生所から配布	

※1 平成23年分は、10月1日時点における、家畜の種類、頭羽数、畜舎及びふ卵舎の数を、平成23年12月15日までに、家畜保健衛生所へ定期報告書の提出をお願いします。

## アジア地域における高病原性PRRS情報

### (発生状況)

- ◆ 中国、韓国等(マレーシア半島からロシア南部まで)
- ◆ 2011年2月にモンゴルでも発生が確認

### (伝播様式)

- ◆ 接触による水平伝播
  - ・感染豚の導入との接触
  - ・感染豚の精液、鼻汁、唾液、糞便との接触
  - ・人、物に付着したウイルスとの接触
- ◆ 胎盤を介した垂直伝播

### (臨床症状)

- 全月齢の豚に対して
- ◆ 高熱、皮膚の赤色/発赤
- ◆ 20~100%の死亡率
- ◆ 呼吸器障害、母豚の繁殖障害

日本国内での発生は確認されていません。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

家畜伝染病予防法の改正に伴う、疑問・質問は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

